

第18回地方法人課税のあり方等に関する検討会

平成26年9月19日

【神野会長】 それでは定刻でございますので、これより第18回地方法人課税のあり方等に関する検討会を開催したいと思います。委員の皆様方には大変お忙しいところをご参集いただいておりますこと深く感謝申し上げます次第でございます。

まず、前回所用によりご欠席であった委員について、事務局からご紹介していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【稲岡都道府県税課長】 それでは、委員をご紹介いたします。

関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授であります小西委員でございます。

【小西委員】 小西でございます。よろしくお願いいたします。

【稲岡都道府県税課長】 立教大学経済学部教授であります関口委員でございます。

【関口委員】 関口でございます。よろしくお願いいたします。

【稲岡都道府県税課長】 富山県高岡市長で、全国市長会都市税制調査委員会委員長であります高橋委員でございます。

【高橋委員】 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

【稲岡都道府県税課長】 なお、辻委員、中里委員、沼尾委員、石井委員、汐見委員は本日所用のため、ご欠席でございます。以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。今回の検討会からは、経済団体、地方団体の方々をお招きし、ご意見を拝聴し、その上で意見を交換し合いながら検討課題について議論を深めていきたいというふうに考えております。各委員にご了解もいただいたとおり、ヒアリングにつきましてはどのようなご意見を伺ったのかを明らかにする上でも、公開で行いたいと思いますので、ご承知していただければと思います。

それでは、さっそくヒアリングに移らせていただきたいと思います。今回は、一般社団法人日本経済団体連合会より、阿部泰久常務理事にご来場いただいております。今日は本当にお忙しい中、わざわざご臨席いただき感謝申し上げます次第でございます。

阿部理事には心から私どもの検討会にお越しいただきましたこと御礼を申し上げます。進め方でございますけれども、大変恐縮でございますが、始めに15分から20分程度でもって、私どもの検討会ですね、地方法人課税のあり方についてのご意見をお話しいただき、残りの時間については質疑応答を行う形とさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【経団連 阿部常務理事】 経団連の阿部でございます。昨年に引き続きましてお招きいただきありがとうございます。お手元には9月10日に公表いたしました私どもの税制改正に関する提言、概要それから参考資料とございます。これが今現在の私どもの公式な考え方でございます。この概要に沿いまして、まず私どもの考え方を述べさせていただきます。

まず法人税改革の全体についてということではありますが、6月に閣議決定されました、「経済財政運営と改革の基本方針2014」でありますとか、あるいは日本再興戦略では、来年度から始めて数年間で20%台ということになっております。

私どもここは、是非とも3年程度でまず確実に20%台とした上で、さらには、今、OECDの加盟諸国の平均はもう25%を切っておりますので、この水準までということをお願いしたいと思っております。

その前提の上での地方法人課税について申し上げたいと思いますが、まず今の地方の法人所得課税でございますが、これを各自治体でも固有財源としている限りはやはり無理があるのではないかと。どのように見直しても偏在性は免れないということでもありますので、ここは基本的には国税の法人税に寄せていくと。その上で、確実に交付税財源として、各自治体に配分できるようにすることが必要だといえます。その上で全体としての法人所得課税の税引き下げということをお願いしたいわけではありますが、そういう意味では、地方法人税の仕組みを拡充することには賛成でございます。

ただ、個人的な意見ではありますが、国税でありながら地方法人税という名称は何とかならないかと思っておりますので、もう少し分かりやすい話になるかなと思います。

それから、今、法人事業税の一部を取っております地方法人特別税ではありますが、これは消費税率の10%引き上げがなった段階で、確実に解消していくことが必要だと思っております。これがまず1点目です。

2点目が最大の問題でございますが、法人事業税の外形標準課税をどうするかということでございます。ここで私どもは安易な拡大をすべきでないと思っております。単に反対と言ってるわけではございませんので、安易でない仕組みを考えていただきたいということでもあります。

その上で具体的な注文3点ということをお願いがございますが、1つはやはり、付加価値割の対象が報酬給与額、人件費でございますが、傍ら今国からの要請を受けまして各企業賃上げということがございます。

国の要請に答えて賃上げとしなければならないと思ってるわけでございますが、その結果、報酬給与額が膨らみまして、そこに税金をかけられることについては、いかんせんものすごい抵抗感がございます。傍ら所得拡大税制などという形で優遇措置まで取っておきながら、給与ベースの部分に税金をかけるのかということについては抵抗感がございますので、少なくとも、賃金全体の増加後については、何らかの配慮をしていただけないかということでもあります。これが主要なお願いでございます。

なお、今資本割の仕組みが破綻をきたしていることは同感でございますので、これをやめて、付加価値割1本化ということについては、特段異論はございません。ただ、その仕組みのまま、所得割との比率を変えるということでは、見かけ上の実効率は下がりますけど、企業の負担が変わらないということでは、私ども多少のギャップがございます。

特に問題になりますのは、当然のことでございますけど、企業業績によりまして、非常

に影響とばらつきがございます。今私ども主要企業の影響を試算してはありますが、非常に困った事態が生じておりまして、端的に申しますと、今収益が拡大し、利益が拡大していると。特に直近まで赤字でありまして、繰越欠損金はまだ残っているけども、当期は所得が出始めてると。こういう企業に一番影響が大きいと。分かる通りでありますけども、たまたま昔の赤字がたまっていたので、今既に使い果たしつつあるという企業は多いわけですが、そういう企業に思わぬ大きな影響がありますので。

例えば、所得割と外形部分の比重を一度に変えるのではなくて、段階的に変えるということはあるのではないかと。ただ現状は6対2という前提で考えておられると思うわけですが、これを一挙に4対4にするとかということではなくて、私ども3年以内に20%台ということをお願いしておりますので、3年程度の中で段階的に上げていくということはあるのかなと思っております。ここは是非ご検討願いたいと思います。これが2点目でございます。

3点目、これは最も大きな分野でございますが、適用対象法人の拡大の議論が政府税制調査会ではかなりあったと存じておりますが、中小法人に拡大するという話が広まった段階で、もう既に広まっておりますけども、中小企業団体の猛然とした反発が起こっております。

法人課税改革全体を吹き飛ばしかねないどころか、消費税率のさらに引き上げに対しても反対という声になりそうでございますので、理屈の話は分かりますけれども、政治的な環境からいっても、すぐに中小法人拡大するということは、今私どもは不相当だと思っております。今の資本金1億円超えるという適用対象を前提に、その中でお考えいただければと思っております。

中小法人への拡大につきましては、そもそも赤字法人どうするかという問題のみならず、今のいわゆる法人成りということをどう考えるかという、もっと大きな問題もございますので、ここで伸ばして、中小法人の課税については別段の議論が必要かなと思っております。今の外形標準課税と中小法人拡大と言われた段階で、動きが止まりかねないと私は本当に懸念しておりますので、大企業については議論させていただきますが、中小には触らないでくださいというのが3番目のお願いでございます。

それから地方法人課税に関しまして他の要望がございますので申し上げますが、1つは今の法人住民税の均等割でございます。今の区分が事業規模を適正に反映するものではないということは分かっているわけでありまして、何らかの形で見直していければ結構かと思っております。具体的にこれがいいというのはあえてはございませんけども、ちょっと今の区分の仕組みは不自然になってるかなと思っておりますので、仮に法人住民税の均等割部分を拡充されるということであれば、まず、どのような区分にするかを考えていただきたいということ。

この中で、例えば従業員数でありますとか、事業所のキャパシティ、面積ということになりますと、事業所税との二重課税という感じがしますので、その辺りも含めまして全体

の議論を願えればありがたいというのがお願いでございます。

ちなみに住民税均等割、個人であれ法人であれ、必要な範囲で拡大すること自体には反対いたしません。特に個人のほうは、さすがにもうちょっと上げてもいいんじゃないかと私も思うわけですが、その傍ら、法人の均等割につきましても何らかの工夫が必要だということは認めますが、現状の仕組みのまま拡大ということになりますと、非常に不合理な、いびつな姿になりかねないので、ここは是非ともお願いしたいと思っています。

もう1点、これは所得課税ではございませんが、法人に対する課税で前からのお願いでございますが、固定資産税の償却資産課税でございます。ずっと長い間お願いしてずっと長い間だめと言われ続けたわけでございますが、今国のほうでは設備投資の回復ということを目指して立てられまして、税制優遇等の措置を取られています。

その中で、新規取得分の機械装置だけでも何かご配慮願えないかというのがお願いでございます。償却資産全部にということは申し上げません、あえて、新規取得の機械装置について、国税では、生産性向上設備等投資促進税制という形で、代替措置は取られたわけでございます。それに代えて機械装置を新規取得しますと、待ってましたという形で固定資産税がかかるというのは、全体としての国の政策からもおかしいと思いますので、償却資産課税、あえて新規取得の機械装置だけと申し上げますが、何らかのご配慮願えればなというお願いであります。固定資産税全体についての意見はございますけどこの場では特にお願いいたしません。また自治税務局と審議、議論していければと思うわけであります。

もう1点だけ、政府税制調査会の議論の中で私どもおかしいなと思っておりましたのは、地方税全体の損金算入を認めないというような動きがありました。取りまとめの中にも残ってるわけですが、これは私ども絶対に反対でございます。それなりの理屈を持って言っておられるかとは思いますが、現状、地方税、特に事業税でありますとか、あるいは固定資産税のようなものが損金算入できないとなりますと、これは税率いくら下げてもですね、全体としても増税になりかねないということでもありますので、ここはおそらく総務省と同じだと思いますが、地方税の損金算入禁止というのは絶対反対で臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上簡単で恐縮でございますが、私どもの地方法人課税についての意見でございます。

最後1点だけでございますが、今消費税率のさらなる引き上げについて議論が続いておりますが、私ども当然に、来年の10月予定どおり上げるべきだという意見ではございますが、それに加えまして、複数税率は絶対に反対。

これは経済界で総意ということをお願いしてございますが、これからまた年末にかけて議論になるかと思うわけですが、これも是非とも単一税率10%のまま予定どおり来年の秋に引き上げということで、それぞれのご理解いただければ、以上でございます。ありがとうございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様方から、ご質問などございますでしょうか。いかがでしょうか。吉村さん。

【吉村委員】 どうもありがとうございました。大変クリアに簡明に分かりました。ちょっと1点確認なんですけれども、外形標準課税については、外形標準課税そのものに反対というよりはむしろ現在の政策課題であったり、あるいは旧来の所得税的な制度のもとで存在していた欠損金等の移行等について、配慮することをおっしゃいました。むしろ移行措置というか、段階的に何らかの緩衝措置を用意してほしいということですね。制度自体に反対というよりは、その変化について何かしらの考慮を念頭に置いてらっしゃるということによろしいですか。

【経団連 阿部常務理事】 あえて賛成とは申し上げません。こちらに書いてあるとおり、安易な拡大はやめてくれということでありますので、安易でない仕組みに、納得のできる仕組みにさせていただきたいということであります。

率直に申しまして、法人実効税率の引下げを国税だけで賄うことは私は無理だと思っております。何らかの形で地方税にお願いしたいわけではありますが、現実には、今の地方財政にこれ以上穴を開けられるかということ、とても難しいと思っております。それぞれの自治体のご努力は当然であります。やはり全体として地方の法人課税について、根っこからの減収ということをお願いするつもりはございませんが、何度も申しますけれども、今の仕組みを単純に変えていくということでは納得感がございません。

特に人件費については、私ども政府の要請で賃上げをしているという意識がございますし、今回もまた政府からの要請がありますので、真摯に対応していこうと思っておりますが、上げた分にまた税金かけるのかということで、非常に違和感がございます。ここは何らかのご配慮願えればということが最大のお願いでございます。

【神野会長】 先ほど、つまり安易でないか、それとも安易かということもあるんですが、今も強調されました賃金、それから段階的な拡大を考えなさい。もう1つは中小法人の拡大ということについて。

【経団連 阿部常務理事】 何らかの具体的なお答えをいただければ、私どもとしてもしっかり対応させていただきます。

【神野会長】 という、ここにかかっているという理解でよろしいわけですね。

【経団連 阿部常務理事】 はい。

【神野会長】 ありがとうございます。他いかがでしょうか。吉村委員。

【吉村委員】 今のお話は、一方の段階で例えば新規の雇用であったり、賃上げについて配慮が欲しいということだったんですが、現在の雇用安定控除の仕組み方について何か評価とかご意見があればお聞きしたいんですけれども。

【経団連 阿部常務理事】 1つの考え方として雇用安定控除を拡充していただけたということもあるかなと思っておりますが、もう少し端的に、政府の要請に応じて賃上げしてる部分を何とかしてくださいという話かなと思っております。

【吉村委員】 制度の枠組み自体は今のままだも問題ない。

【経団連 阿部常務理事】 それを拡充していただけることに越したことはございません

けれども、税率全体の税率の仕上がり次第かなと思っております。

【神野会長】 熊野委員どうぞ。

【熊野委員】 ありがとうございます。2点ばかりちょっとおうかがいしたいのですが、基本的には2020年までのプライマリーバランスについては、成長戦略を後押しすることになって、支持していきたいというふうなお考えなんです。ただ今日いただいた提言の中で、増税部分というのは消費税の10%だけであって、それ以外は非常に負担の軽減ということが強調されているように思うんですが、そのプライマリーバランスを実現するためには、どこかここに書かれている以外に増税部分を勘案すればいいというふうにお考えがあるのか、それとも自然増収でプライマリーバランスを実現できるとお考えになっているのかというのが1点。

それからもう1つ、キーワードで、国際的イコルフットィングという言葉が何か所か出てたんですが、これはなかなか諸外国と日本とを比較した場合には、やはり各国それぞれ行政水準も違いますし、それから社会保障制度も違うという、そういった異なった環境の中で、イコルフットィングを考えるというのは非常に難しいと思って、その部分部分をとって、例えば実効税率だけをとってイコルフットィングだということは言えても、全体で、全体的なイコルフットィングについては、どういうふう to 実現していこうとされてるのか、そこら辺何かお考えがあれば。

【神野会長】 よろしくお願ひします。

【経団連 阿部常務理事】 まず最初のお話というか、2020年までの基礎的財政収支回復目標について、これは私どもなりの試算も繰り返しておりますけれども、3年で6%程度の法人税率を下げる。傍らいくつかの手当をするということで、少なくとも法人税収が減ることはないと考えております。課税ベースの議論をこれから国税ともやっていくわけですが、私ども考えている範囲で、減税を若干伴いながらも、確実に法人税収を増やしていく試算は持っております。

実はかなり精密な数字を持っているわけですが、これから国税と戦うときの武器でございますので、今の段階ではちょっと数字申し上げられません。ここまでだったら絶対に法人税収は減らない、むしろ確実に増加できる確証は持っております。

そういう意味では、地方も含めまして、今の税収を減らすという発想は私どもございません。今の税収を、例えば国税の法人税でも減らしますと、2020年までにはもったんでもないことしなきゃいけなくなりますので、決してそういう考え方ではございません。

それから国際標準ということでもあります。確かに社会保険料負担等あわせましてどうという議論もございしますが、私どもやはり企業は国際競争に伍していけるためにどうということをしてあげなきゃいけないかということでございます。そういう意味では、社会保険料負担は確実にこれからも増大していくと思ひますし、特にマクロで見ますと、北欧の国々とかフランスよりはまだ低いわけですが、他のヨーロッパの大きな国々等々はそれほど違わない、あるいは日本が高いというふうになっております。

ここは社会保険料負担と税負担合わせました公的な負担、企業についても全体をお考えいただきたいわけでありますが、特に、例は、2つの意味で大事で思っておりますのは、先ほどから申しています日本企業のいわゆる稼ぐ力、その源泉とされる国際競争力を維持するために、もしかしたら海外から来ていただけるかもしれない。日本に対する直接投資は非常に低い率でございますが、いろいろな条件ありますけども、やはり分かりやすい指標としては、実効税率が高いということでございますので、これを下げるといことを言いまして、いくばくかでも海外から日本に目をむけていただければ非常にありがたいことだと思っております。

【神野会長】 よろしいですか。じゃあ小西委員。

【小西委員】 非常にご配慮のあるご発言をいただきましたので、あんまり論点をはっきりさせないほうがいいような気もするんですけど、冒頭で、1つだけ、1つ質問申し上げた上で、その後でちょっともう1点だけ申し上げたいことがあるんですけど。

冒頭で、地方法人税については、名称が分からんというので、私もそれは確かにそうだなと思わないでもないんですが、逆に言うと、その名称以外として、その方向性としてはご理解いただいているということによろしいでしょうか。

もう1点なんですけど、地方税の損金算入、ここは報告書ですと固定資産税も含めて書かれてますが、これは当然だということで、これももつともで我が意を得たりということなんですけど、損金算入というのは、費用としてカウントするということですので、その費用としてカウントするというのは、若干会計的な世界なので、杓子定規のような気もしますが、転嫁ができるということとそこはセットになっているところがありますので、損金算入をする税金というのは、転嫁ができるということが、会計的にはそういう世界なので、そうすると損金算入する税というのは、転嫁できるという意味において、悪くないということと言うと、あんまり戦線拡大しないほうがいいんですけど、固定資産税の償却資産とか、それから今回出てる外形標準とかいうのも、その辺りも含めて、やむを得ないという理屈になりはしないかなという感じはするわけです。

ですから損金算入というところを、強く私もそれは大事だということだと思っておりますけど、我々ですと、外形標準課税なり固定資産税等の税金というのは、それはあるべき税金としてある姿なんだということになるような気がしますという、それだけ申し上げたいと思います。

【経団連 阿部常務理事】 私どもの考え方を単純に申しますと、支払うべきものは払いますが、それは事業所の経費だということでもあります。特に固定資産税につきましては、仮に固定資産税の損金算入を禁止されますと、今法人課税の課税ベース拡大で言われていることを全部足したよりもずっと大きな増税になりかねないわけでありますので、とんでもないことだと思っております。

そういう意味で、法人事業税の特に所得割の部分は微妙なところあるわけでありますけども、私どもまずは地方自治体に立地して、それなりの事業活動を行っていく上で必要な

負担をしていると。これは所得計算以前の問題で、当然経費として引かれるべきだと思っておりますし、それを法人税の課税ベースに加えたら、税率を、実効税率10%下げてもらっても間に合わなくなると思いますので、ここは強く反対したいと思います。

【神野会長】 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

【関口委員】 ご説明いただきましてありがとうございます。大きな方向性も非常にクリアな形で示していただきまして、よく分かりました。1つだけ確認をさせていただきたい部分がございます。

方向性としましては、付加価値割の方向性に持っていくということをご指摘があるかと思うんですけども、外形標準課税の強化は国際的な潮流に逆行するという主張も一方でなされていると理解しております。ここ考えられている外形標準課税の強化という中身は、どういう中身でご主張されているのかというのが1つ目であります。

2つ目は、国際的な潮流に逆行しというところでありますけれども、それはここで想定している外形標準課税の中身にも関わることだと思うんですが、一般的に言われていることと言えば、90年代のドイツの営業税のこととか、あるいは2000年に入ってからミシガン州の廃止の部分で、廃止の方向ということをおっしゃっているところだというふうに理解をしておりますが、同じ頃の他の国を比較するという観点で捉えてみますと、ドイツの営業税が廃止された頃、近くのイタリアでは、生産活動税というものが、一方で入っているということがございますし、あるいはミシガン州の廃止という、同じような時期で捉えれば、プラスで、市町村あるいは県というところで、いわゆる企業付加価値税というものが入っているというふうに理解をしております。

ですので、始めに戻りますけれども、外形標準課税の強化という、外形標準課税の中身ですね。国際的な潮流と、これも非常に国際的な潮流というのを判断するのは難しいところではあると思うんですが、こういった観点でこういったご指摘をなされているのかということをお聞きします。

【経団連 阿部常務理事】 まず、外形標準課税全体をどう見るかということですが、私ども非常に割りきって、地方法人課税全体の中で、所得に課税する部分と外形標準に対する課税と、それをどう考えているかと。絶対に全体としての増税になることは困るわけではありますが、全体の負担が減ることになれば、あるいは変わらないとしても、稼ぐ力のある企業により多くのメリットが生まれることであれば、あり得ると思っております。

ただ、大前提として、私ども今の外形標準課税の付加価値割を見ますと、非常に今は出来の悪い付加価値税だと思っております。端的に申しますと、国境税調整もできませんし、そもそも消費税との二重課税ではないわけではありますが、非常に違和感がございます。

将来的には消費税率のさらなる引き上げのその次の引き上げに、やはり地方消費税の拡充を図った上で、今の外形部分には、そこに吸収されていくべきだと思っておりますが、とりあえずこれからの3年を考えると何をやるかということですので、その中では所得割と外形部分の比率を見直すことはあり得ると思っておりますし、所得割と外形

の比率をどう考えるか、ここはまさに見かけの税率がどう変わるかということとも絡むわけでありますので、私ども3年間で、国税含めました実効税率20%台ということをお願いしておりますが、それを達成できるようにするためには必要かなと思っております。

2番目のそもそもどこの国にあるかないかみたいな話、これも長年自治税務局と競争のように、世界中の果てまでめぐってあるだかないとかの、その長い間の私どもの経験から言いますと、だんだん辺鄙なところに行っていると。なのでよくそんなところまで探しにきたなというところが出てまいりまして。

例えばドイツの営業税の話もミシガン州の話もそのとおりにかなと思っておりますが、じゃあ全体として、ここにはあると、ここにはないという話ではなくて、主要な国の中の税の仕組みとしてどういう傾向にあるかということであればやはり縮小廃止の方向にあることは間違いないと思っております。

【神野会長】 他いかがでございますか。高橋委員。

【高橋委員】 市長会、高橋でございます。いろいろ論点出てまいりましたので、ちょっと普通かもしれませんが、私ども自治体から見ますと、やはり全体として税制が、収入が確保されて、そして地域に偏在性がない体制が、体系ができるということは認めてございます。

そういう意味で今回、実効税率の引下げという大きなテーマを提示されておりますけれども、私どもとすればまず、実効税率引き下げということに伴います税収が、確実にそこは減るわけですので、そこに対してどうしてくれるんだという話はございます。先ほど穴は開けないというお話もございましたので、もし本当にそういうことができるのであればそこはありがたいわけですが、具体的なお話としてどうなるのかというのが十分お聞きできなかった。秘策はあるんだというお話でございましたけれども、なかったように思います。

その関係で、多分外形標準の安易な拡大ということのお話が出てくるんだと思いますが、若干そういうふうにおっしゃられたことが今どうなってるのかなというところがございすし、もう1つこれは税制全体の話かもしれませんが、外形標準だけでありますと、私ども市町村のほうは別だという話になりますので、ここはどうするのかという話でございす。

それに加えて、交付税の話まで及ぶとちょっとここは話が飛びすぎるのかもしれませんが、ちょうど私どもの高岡市というのは、ちょうど財政力指数0.6台から0.7台ぐらい見てございますので、ちょうど微妙な位置関係でございす。だからそういう意味で、外形標準課税と、それから市町村税での税収の問題と、どういうふうに関わっていけばいいのかというふうに思います。

第2点ですが、もう1つ私どもの課題は、特に市町村の場合は、県もそうですが、千何百もありますと、その税源偏在というものは大変重要な課題でございまして、今回消費税も入れていただいたので、少しく改善されたかと思っておりますけれども、地方法人課税の中で、

できる限りの、そういう偏在是正をかけ戻していくことも必要だというふうにも思います。

そういう意味で、実はこのペーパーではないんですが、ご提言のペーパーのほうに、応益課税はむしろ東京集中を促進するようなくだりがございまして、ちょっと気になりました。応益課税を求めていくということは、私どもかねてから取り組んでいることとございまして、それが法人課税の中でさらに東京一極集中するというのは、ちょっと解せない部分とございまして、その辺何か含めていただければありがたいなど。

以上、税収確保の点と、偏在是正、応益課税の話をしていただければと思います。

【経団連 阿部常務理事】 繰り返して申し上げますが、今の税収をこれ以上減らすということについては私どもは否定的であります。財政再建目標2020年の旗をおろしてはならないと思っておりますので、この実現のためにはむしろ今以上に税収を図っていく必要があると思っております。

その中で、例えば今回国税のほうについてもいろんなこと言っております。課税ベースで逐一議論しておりますが、よく読んでいただきますと、絶対いやだと言ってるのと、まあそういうこともあるかなと言ってるのを書き分けておりまして、もう既に国税当局とは議論に入っているわけではありますが、課税ベースの見直しも絶対ノーとは私ども申し上げるつもりとございませぬ。

その中で、ただ全体の税収が、アベノミクスの成果により、企業収益が改善していく中で、増加が考えられておりますので、その一部は財源となるのであろうと思っております。

そういう意味では各自治体に対しても同じような対応をしたいと思っておりますが、ちょっと困っておりますのは、所得割と外形の比率を動かしても、偏在性という意味では、何の解消にもならないということがございまして、そういう意味では、法人事業税全体の見直しの中で、どう偏在性を是正するかって、解決策はもう全部片寄せて、それを交付税財源にするしかないということについては私ども異存ございませぬので、その方向でということと。

それから応益税ということではありますが、これも前から私ども議論繰り返してるかと思うわけではありますが、応益の高はなかなか測れないわけとございまして。例えば法人企業が、それぞれの自治体において事業を行っている上で、どういう行政サービスを受けているかと。

これはもうさんざん総務省と旧自治省時代から繰り返し議論してるわけではありますが、例えば直接の受益と間接的な受益、それをどこまで含めるのかによって、非常に数字が変わってまいります。

少なくとも、私ども、今の現状の姿、固定資産税を含めました地方税全体の仕組みの中で、企業が行政サービスの受益に見合った負担をしていないとは考えておりませぬ。

企業と個人という対立は私も本当はしたくないんですが、もっと個人から取れるところがあると思っております。自治体からの応益、行政サービスに対する負担ということであれば、企業はそれなりに果たしているかなと思っております。以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございます。他は。

【小山委員】 今に少し関係します。まず全体の税制については、十分にご理解というか、賛成されてるということですが、実際の法人数で言いますと、直近で利益計上先は3割ぐらいしかなくて、あと7割は欠損法人。なおかつ7期連続欠損であるなんていうのも、そのうちの44%だったわけですね。

非常に、ある意味で言うと、払わないところはずっと払わない。例えば赤字法人は、税制度の各種控除を活用して赤字になるわけでありますから、やっぱり、今の応益課税の考え方からすると中身とかいろいろありますけれども、もう少しその部分を見直す必要があるのではないかと。

1億円未満云々というところで、どの程度まで中身を変えればいいのかという議論はあると思いますけれども、いささか、このままいくというのは、税負担について、広く理解を得るのはなかなか難しいだろうと思いますが、いかがでしょうか。

【経団連 阿部常務理事】 お手元に参考資料として加えておりますものの4ページ目のところにも出てくる数字でございますが、確かに日本の場合、欠損法人の比率が高いわけでありまして、ずっと欠損法人のままという企業があることはあるわけでありまして、実際に私どもこの数字、若干注意して見る必要があるかなと思っておりますが、例えばアメリカでありますけれども、確かに利益法人の比率が高いわけでありまして、法人全体で言いますと、法人税の範疇に入っていない法人がいくつかございます。いわゆるS法人でございます。大きな事業体でありながら、組合、パートナーシップ形態を取ってるとか。

そういうところはやっぱり割り引いて考える必要があるかと思ひますし、日本の場合特に中小法人に欠損法人の比率が高い、恒常的な話かなというふうに思ひますが。

これはやはり、個人企業とほとんど実態が変わらないような零細法人を、同じ法人税の枠の中に入れてること自体に無理があると私は思ひます。どのような形で考えればいいのか、国も国税も含めて、いわゆる上場会社のような会社であれば、大きな企業であれば、ずっと赤字続きで許されないことがありますので、現に私どもの会員企業のデータを見ますと、それは景気動向等によりまして、浮かんだり沈んだりしてるわけでありまして、ずっと赤字で推移しているという企業はございません。

そういう意味では、恒常的に赤字でも続けられてるといふような企業、中小零細企業を何か別の枠で考えないと、これは先ほども申しましたが、外形標準課税を中小法人に拡大するのは反対ということでありまして、中小赤字法人をほっといていいとは思ひませんが、今すぐに何かこれならという方策は私ども思ひつきません。実際に事業を中小企業が担っていて、それが自治体の中で大きな割合があることを考えますと、政府税調の一部の議論にありましたが、生産性の低い中小赤字法人はいなくなってしまうみたいな議論は私どもは到底できないと思ひしております。

【林委員】 どうもありがとうございました。企業の課税については、国の制度の中でご議論されていらっしやいますが、実際国の制度としての地方税制には、標準税率や制限税

率などについて議論ができると思うんですけど、例えば地方税制から制限税率を外して、地方分権の時代だから我々が勝手に決めると1700の自治体が言い出したら？言い出すとは僕は思ってないですけど、そういった動きについては特にお考えは？それはもう地方分権の時代だから、地方のニーズに応じた課税をしてくれても構わないという、そういうお考えなんですか。

【経団連 阿部常務理事】 まず事実として、地方の法定外税に反対した経緯は1つもございません。それぞれの自治体の工夫でやりたいことがあればやっていただいて結構だと思います。

その上で今の標準税率、制限税率の話でございしますが、これもいくつかの税目について制限税率の撤廃という話がされておりましたときに、反対した経緯は1つもございません。本来であればそれぞれの自治体が独自のお考えのもとに税条例を策定して、改定というのは。

今回一部の県からまさに法人税の基本的な税率の改定をどうかみたいなきがあるわけですが、あえて申しますと、それで自治体間の競争が起こるということが、非常に私ども望ましいことだと思っております。一方的に税率を上げるとか増税を図る自治体だけじゃないと思いますが、いかんせん今交付税の仕組みが非常にその辺り窮屈になっておりますので、何か工夫の余地がないかと。

例えば、自治体によっては、固定資産税等それなりの工夫をこらしていただいているところもございしますし、税をもう少し、自治体のアイデアによって自由に変えていくということとは当然あっていいことだと思っております。

問題は、その結果、全体としての財政の考え方をどうするか、これも前から私ども申し上げてるんですが、やはり地方の独自財源が非常に乏しい中で、何でも交付税、譲与税に頼っていくという仕組みはやはりおかしいと思います。

現状はいかんともしがたいんではありますけども、もう少し抜本的に国と地方の役割、それから財源の見直しもあってしかるべきだと思っております。

【神野会長】 ありがとうございます。中村委員どうぞ。

【中村委員】 法人実効税率に引き下げについてですけれども、企業の国際競争力を強化し、立地競争力を高めということで、将来的には25%への引き下げということを提言されてるということですね。国際競争力あるいは立地競争力というのは、税率というのも1つの決定要素になると思いますけれども、他のことでも大きく影響される、為替とかそういうものもありますけれども、その当該国の公共サービスですとか、税金で賄われてる公共インフラですとか、治安の良さとか、いろいろ税金で賄われてる部分があると思うんですね。

そこも国際競争力を高める大きな要因になるのではないかなと思うんですが、それについて競合するアジア諸国並み、財源となる税率についてはそれを目指すということですが、公共サービスに関して、アジア諸国に比べておそらく今は日本のほうがいいということに

なると思います。その辺をどのように評価されているかということと。

当面の税収については穴を開けないということでご理解いただいているとは思いますが、これが25%とかその辺りになってくると、なかなか難しく、公共サービスの面での国際競争力のほうに影響があるのではないかという危惧を私は持っています。その辺についてどのようにお考えなのかということ、お聞かせいただけますか。

【経団連 阿部常務理事】 実は25%まで5年で引き下げても税収に穴が開かないというシミュレーションを私は持っております。これは以前諮問会議で提出してございますが、何度も申し上げましたけど、現状の税収を減らすという発想は私はございません。

それから国際競争力について、当然であります、例えば、エネルギーコストでございますとか人件費とか、さまざまな要因があるわけでありまして、現に日本から外に出ていこうという流れは止まりません、なかなか。

現によく日本でがんばっていただいているなという会社はかなりございますが、さらに、とどまっていたくために、やはり税負担というのは、国の判断で変えられることでもあります。例えば人件費は、早くから国が何とかしてくれる話にはならないわけでありまして、いかんせんということもございます。

そういう意味では国の政策判断、決断で、変えられるという意味では、やはり税率は大きな要素かなというふうに思います。

【神野会長】 ありがとうございます。

【鎌田委員】 先ほど賃上げに関して、政府の要請でもあるということ強調されたわけですが、一方で各企業はそういう社会的役割を支援している面というのもあるわけですね。ということで、もう少しこの辺りを柔軟と言いますか、社会的な企業の役割という辺りを考えて、対応というのを経団連としても自発的な動きというのが考えられないのかなという感じを持っておりますので、もしお考えがあればお願いします。

それからもう1点、これは今、中村委員からのご質問にも関わりますけれども、法人実効税率を経団連の提言のような形で下げた場合に、外資系の企業が日本にどの程度入ってくる、そういうインセンティブになるのか、その辺りに関して何か調査とか、外資系の企業へのヒアリングとか、そういうことがもしあれば、お尋ねしたいと思います。

【経団連 阿部常務理事】 まず後者からいきます。本当は世界の大手企業に日本に来ますかと聞けばいいんですが、そういうことはやっていません。現にいる主要な企業に個別にヒアリングをしておりますが、結論から申しますと、それぞれではあんまり出てこない。流通サービス金融については、もうちょっと税金下がったらもうちょっとというのはございますので、いわゆる製造業の立地を日本に呼び込むにはちょっとまだ微妙に足りないなと思っております。

周りで17とか20とかやっている中で、やはり25だからというのはなかなか製造業については来にくいところかなと思っております。

それからこれも何度も同じような話になるわけでありまして、私ども財政の健全化、

再建と企業の国際競争力というのは、ある意味ではリンクするところがあると思っております。端的に申しますと、財政が不安に陥って、日本の信用力、特に国債の格付けが一方的に下がってしまうことになると、その中で、日本企業が何をあがいてもだめでありますので、そこはある意味では国との一体感を持つてるわけでありまして。

それから賃上げにつきましても自主的な対応をしておりますとは、やはり今言い難い状況でございます。昨年は、私も直接の担当でございましたが、会合には経団連会長名で賃上げへの対応を文書で示しております。また今年も同じような状況になっておりますので、しないとは言っておりません。賃上げをしたら、その部分は何か税をそのままかけるという話にはしないでください。

【神野会長】 どうもありがとうございました。すいません、予定の時間もオーバーしてしまいましたので、この辺でヒアリングを打ち切らせていただければと思っております。阿部常務理事ありがとうございました。

【経団連 阿部常務理事】 ありがとうございました。

【神野会長】 貴重なご意見どうもありがとうございました。

それでは、本日のヒアリング等々、これから行ったことにつきましては、それを踏まえながらあるべき姿などを検討していきたいというふうに思っておりますが、事務方から資料を準備していただいて、補足の議題ございましたら、お願いしたいと思います。

【稲岡都道府県税課長】 前回、中小法人と言いますか、欠損法人の実態ということで、議論がございまして、参考資料として用意させていただきました。これはいずれも財務省から税制調に提出された資料と、最後に私ども前回提出した資料をつけております。時間もありませんので、概略を説明させていただきます。

1 ページをご覧くださいと思いますけれども、これは国税における法人数ということで、一番上が252.6万社ということですが、資本金が1億円以下の法人が99%を占めているというのが、1つ挙げられます。それからこのうちの利益を計上している法人ということでございまして、これは75万社で約3割ということでございます。

これは分布がいろいろ書いてありますけれども、ざっと言えば98%が中小法人で、2%が資本金1億円以上の大法人ということでございまして、法人税額がどのようになっているかということでございまして、2%の大法人等が5.8兆、65%の法人税額で、残り98%の中小法人が3.1兆円、約3分の1、こういう状況でございます。

2 ページは欠損法人割合の推移ということでございまして、全法人が青、それから資本金2000万未満が赤、それから緑が資本金2000万以上、それから1億円以上が紫ということでございまして、全体として上がっている傾向。それから法人数が多うございまして、赤の線と青の線がほとんど同じような推移をしているということでございまして。

これはいわゆる欠損、繰越欠損金で所得が0になるというような法人も欠損法人でございまして、繰越欠損の制限がなされたときから、この1億円以上の法人について、制約されたわけでございまして、欠損法人割合が低下をしているということでございまして。

次のページが、資本金段階ごとの欠損法人の割合ということでございますが、下から5つ目の10億円以下というところが1億円超10億円以下の法人で、その下がいわゆる大法人ということですが、約3割が欠損ということでございますけども、上を見ていただきますと、中小法人の4分の3が欠損ということですよ。

4ページは先ほど阿部常務理事からもお話があった表でございますが、欠損法人の割合が、諸外国と比較して高いので、逆に言えば利益法人の割合が低いというようなことであります。

5ページでございますが、これは財務省のほうでサンプル調査をされたというふうにかがっておりますけども、全体で7期欠損という法人が4割を超えてきたということでございますが、これを資本金段階別に見たら、1000万円以下で約半分と。それから1000万円超1億円以下で約4分の1。それから1億円超でも1割程度あるという状況であると。

5ページのこの欠損法人について、繰越控除を適用したものもあるということで、その実態がどうなっているのかは6ページということでございますけれども、左側は、先ほどの円グラフを棒グラフにしたというものでございますけれども、この欠損が7期連続で赤字だということところが、1億円以下のところは1割程度ということでございますが、1億円超のところは3割ということで、ウエイトはこちらのほうが高くなっているということですが、全体の7期連続欠損の割合は左のとおりでございますので、もちろんトータルから見れば少ないということですよ。

7ページでございますけれども、これは私どものほうで準備した資料でございますけれども、資本金段階ごとの課税所得がどうなっているかということでございますけれども、資本金1億円超のところの法人で、課税所得が5000万円超の比率というのが、右端に書いてありますが、大体4割程度ということにはなっております。

一方、資本金1億円以下ということでいきますと、トータルでは1.8%でございますが、これを例えば資本金5000万以上1億円以下というところで見ますと、2割程度は5000万以上という、その所得がこういった指標でございます。

いずれにいたしましても、政府税調なんかの場合でも、議事録拝見しますと、全体としてこうという中で、実態把握とか、ミクロの状況といったところが議論されているようでございまして、全体として見てこうであるが個別にどうかというのは、なかなか難しいところでもあります。以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。それでは今ご説明いただきました資料等々につきまして、何かご質問ありましたら。

【林委員】 質問というよりもお願いなんですけれども、1枚目に資本金別で法人数が書いてありますが、同様に資本金別でどれぐらい雇用があるのかという数字があると便利だと思います。先ほど出てきた、外形標準にして雇用が云々という議論が出てきましたけれども、あの議論の頃合いというか、その度合いというのを測れるんじゃないでしょうか、

感覚的に。自分で調べればいいんですけど、申し訳ないんですが、よろしくお願いします。

【神野会長】 資料があれば、収集していただいて。

【稲岡都道府県税課長】 努力いたします。

【神野会長】 他いかがでございますか。よろしいですかね。それではヒアリングの第1回目ですが、第2回目の今年度の検討会をこれで終了させていただきます。事務事項というか、連絡事項を事務局のほうからお願いします。

【稲岡都道府県税課長】 次回でございますけども、検討会は10月3日の午前中を予定いたしております。東京都税制調査会の横山会長からお話をうかがう予定でございますが、詳細については、別途ご連絡を申し上げます。何卒よろしくお願いいたします。

【神野会長】 次回も引き続きヒアリングを行います。東京都の税調会長をつとめていらっしゃる横山先生をお招きしてヒアリングをするということになっておりますので、ご承知おきいただければと思います。それではこれにて散会したいと思います。どうも最後まで熱心にご議論いただきましてありがとうございました。